

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成25年1月17日 現在)

| 福島県 | | 出荷制限 | 摂取制限 |
|---------|-------------------------------|---|---------------|
| 原乳 | | 2市6町3村※1 | — |
| 野菜類 | 非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等) | 2市6町3村※2 | 2市6町3村※2 |
| | 結球性葉菜類 (キャベツ等) | | |
| | アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等) | | |
| | カブ | — | |
| | 原木シイタケ(露地栽培) | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) | 飯館村 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 伊達市、川俣町、新地町 | — |
| | 原木ナメコ(露地栽培) | 相馬市、いわき市 | — |
| | キノコ類 (野生のものに限る。) | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村 | 南相馬市、いわき市、棚倉町 |
| | たけのこ | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村 | — |
| | わさび (畑において栽培されたものに限る。) | 伊達市、川俣町 | — |
| | くさそてつ(こごみ) | 福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村 | — |
| | たらのめ(野生のものに限る。) | 福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村 | — |
| | ふきのとう(野生のものに限る。) | 福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町 | — |
| | こしあぶら | 福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村 | — |
| | ぜんまい | 二本松市、相馬市、いわき市、川俣町 | — |
| | わらび | 福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町 | — |
| | ウメ | 福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町 | — |
| | ユズ | 福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町 | — |
| クリ | 二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市 | — | |
| キウイフルーツ | 相馬市、南相馬市 | — | |
| 雑穀 | 小豆 | 福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。) | — |
| | 大豆 | 福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村及び旧富野村の区域に限る。)、本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。)、郡山市(旧高野村の区域に限る。)、須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)、桑折町(旧伊達埜村の区域に限る。)、大玉村(旧玉野井村の区域に限る。) | — |
| 穀類 | 米(平成23年産) | 福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。) | — |
| | 米(平成24年産) | ※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。) | — |
| 水産物 | ヤマメ(養殖を除く。) | 秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。))並びに同県内の久慈川(支流を含む。) | 新田川(支流を含む。) |
| | ウグイ | 秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。))並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。) | — |
| | ウナギ | 福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | — |
| | アユ(養殖を除く。) | 真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。))及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) | — |
| | イワナ(養殖を除く。) | 秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。))並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | — |
| | コイ(養殖を除く。) | 秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。))並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) | — |
| | フナ(養殖を除く。) | 秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。))並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) | — |
| | 水産物40種※4 | 最大高潮時海岸線と宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線と囲まれた海域 | — |
| 肉 | 牛肉※5 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 | — |
| | イノシシの肉 | 福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村 | 6市10町4村※6 |
| | クマの肉 | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 | — |
| | ヤマドリ肉 | 全域 | — |

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋峰、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柵木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楡葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋峰、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柵木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇業師、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城並びに市内内国林野管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市(澁利、小倉寺及び南台を除く。))、旧平田村、旧堰本村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町、旧倉吉村、旧水原村及び旧立山町の区域に限る。)、伊達市(旧月館町(月館、下、松柳川原、川内及び館/月館に限る。))及び旧館町(旧代田(北、東、西及び新館/内)に限る。))、旧掛田町(望山山(山見川に限る。))、旧柱沢村(原野所沢(明夫内田、久保田、田中、西郡山、曹/町、河原田、東渡辺、西渡辺及び東田に限る。))及び旧原町(旧掛田(扶田、平、登ノ内、前田、稲荷巻、砂子下及び旧原町)に限る。))、旧堰本村(旧大町(寺、清水、清水沢、松平、久保、柳塚、里ケク、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。))、旧川町(新田及び梁川町(島谷)に限る。))、旧石戸村、旧上原村、旧望山村、旧小手村及び旧富野村(旧山八幡に限る。))の区域に限る。)、二本松市(旧浪川村(浪川及び米沢に限る。))、旧倉下村、旧小浜町、旧塩沢村、旧木幡村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村(岩代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧睦合村の区域に限る。))、国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。))、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、須賀川市(旧西沢村の区域に限る。))、いわき市(旧山田村の区域に限る。))、川俣町(旧飯坂村の区域に限る。))、三春町(旧沢石村の区域に限る。))、大玉村(旧玉井村の区域に限る。))

※3 アイナメ、アカガレイ、アカシガラ、イカナゴ(稚魚を除く。)、イシガレイ、ウスマバル、ウミナガ、エゾイシナメ、キツネマバル、クロウシロシタ、クロイシ、クロダイ、ケムシカザガ、モモンカスベ、サクラマス、サブロウ、シヨウサイフグ、シロメバル、スケトウダラ、スズキ、イナダ、ニベ、ヌマガレイ、メバル、ヒガシフグ、ヒラメ、ホウボウ、ホシガレイ、マコガレイ、マコチ、マダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムラソイ、メイザシメ、マアソガ、キタムラサキウ

※5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。))及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

※6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成25年1月17日 現在)

| 青森県 | | 出荷制限 | |
|-----------------|--|---|---|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 青森市、十和田市、階上町 | |
| 岩手県 | | 出荷制限 | |
| 野菜類 | 原木クリタケ(露地栽培) | 一関市、奥州市 | |
| | 原木シイタケ(露地栽培) | 盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町 | |
| | 原木ナメコ | 大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市 | |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町 | |
| | タケノコ | 一関市、奥州市 | |
| | こしあぶら | 盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町 | |
| | ぜんまい | 一関市、奥州市、住田町 | |
| | せり(野生のものに限る。) | 一関市、奥州市 | |
| わらび(野生のものに限る。) | 陸前高田市、奥州市 | | |
| 雑穀 | 大豆 | 一関市(旧盤清水村の区域に限る。) | |
| 穀類 | ソバ | 盛岡市(旧浪民村の区域に限る。)&及び一関市(旧大原町の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。)、奥州市(旧衣川村の区域に限る。) | |
| 水産物 | クロダイ | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| | スズキ | | |
| | イワナ(養殖を除く。) | 磐井川(支流を含む。)&及び砂鉄川(支流を含む。) | |
| 肉 | ウグイ | 気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)&及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、網取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。) | |
| | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 | |
| | シカ肉 | 全域 | |
| | クマ肉 | 全域 | |
| ヤマドリ肉 | 全域 | | |
| 宮城県 | | 出荷制限 | |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町 | |
| | タケノコ | 白石市、栗原市、丸森町 | |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 栗原市、大崎市 | |
| | くさそてつ(こごみ) | 気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町 | |
| | こしあぶら | 気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町 | |
| | ぜんまい | 気仙沼市、大崎市、丸森町 | |
| 雑穀 | 大豆 | 栗原市(旧金田村の区域に限る。) | |
| 穀類 | ソバ | 栗原市(旧金成村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。)、大崎市(旧一栗村の区域に限る。) | |
| 水産物 | ヒガシブリ | 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 | |
| | ヒラメ | | |
| | クロダイ | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| | スズキ | | |
| | イワナ(養殖を除く。) | 一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碓石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)&及び松川(支流を含む。ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。) | |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) | |
| ウグイ | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)&及び同県内の北上川(支流を含む。) | | |
| 肉 | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 | |
| | イノシシ肉 | 全域 | |
| | クマ肉 | 全域 | |
| 山形県 | | 出荷制限 | |
| 肉 | クマ肉 | 全域 | |
| 茨城県 | | 出荷制限 | |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町 | |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 土浦市、鉾田市、茨城町 | |
| | タケノコ | 石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村 | |
| | こしあぶら(野生のものに限る。) | 日立市、常陸太田市、常陸大宮市 | |
| 水産物 | イシガレイ | | |
| | コモンカスベ | | |
| | シロメバル | 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| | スズキ | | |
| | ニベ | | |
| | マダラ | 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| | ヒラメ | 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| アメリカナマス(養殖を除く。) | 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川 | | |
| ギンブナ(養殖を除く。) | 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。) | | |
| ウナギ | 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。) | | |
| 肉 | イノシシ肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシ肉を除く。 | |
| その他 | 茶 | 土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村 | |
| 栃木県 | | 出荷制限 | |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町 | |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町 | |
| | 原木クリタケ(露地栽培) | 宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町 | |
| | 原木ナメコ(露地栽培) | 佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町 | |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塩谷町、那須町、那珂川町 | |
| | タケノコ | 日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町 | |
| | くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。) | 大田原市、那須塩原市、那須町 | |
| | こしあぶら(野生のものに限る。) | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町 | |
| | さんしょう(野生のものに限る。) | 宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市 | |
| | ぜんまい(野生のものに限る。) | 日光市、那須町 | |
| | たらのめ(野生のものに限る。) | 大田原市、矢板市、市貝町、那須町 | |
| | わらび(野生のものに限る。) | 鹿沼市、大田原市 | |
| | クリ | 大田原市、那須塩原市、那須町 | |
| | 水産物 | ウグイ(養殖を除く。) | 武茂川(支流を含む。)&及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。) |
| | | イワナ(養殖を除く。) | 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) |
| ヤマメ(養殖を除く。) | | 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)&及び永野川(支流を含む。) | |
| 肉 | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 | |
| | イノシシ肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシ肉を除く。 | |
| | シカ肉 | 全域 | |
| その他 | 茶 | 鹿沼市、大田原市 | |

*当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)&及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成25年1月17日 現在)

| 群馬県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------|--|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村 |
| 水産物 | イワナ(養殖を除く。) | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| | シカの肉 | 全域 |
| その他 | 茶 | 渋川市 |
| 埼玉県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町 |
| 千葉県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 君津市、富津市、山武市 |
| 水産物 | タケノコ | 木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町 |
| | ギンブナ | 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域 |
| その他 | 茶 | 成田市 |
| 新潟県 | | 出荷制限 |
| 肉 | クマの肉 | 全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。) |
| 山梨県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村 |
| 長野県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村 |
| 静岡県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 御殿場市、小山町 |

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成25年1月17日現在

| 福島県 | | 出荷制限 | |
|-----------------------|--|--|---|
| 原乳 | | H23.3.21～: 下記の地域以外 H23.3.21～4.8解除 喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町 H23.3.21～4.16解除 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市(旧郡路村の区域を除く)、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鮫川村、塙町、矢祭町、いわき市 H23.3.21～4.21解除 相馬市、新地町 H23.3.21～5.1解除 南相馬市(鹿島区のうち、高崎、大内、川子及び塩崎を除く区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域を除く。) H23.3.21～6.8解除 白河市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) H23.3.21～10.7解除 会津若松市、桑折町、天栄町、楳枝村、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、楢葉町(東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) | |
| | 非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等) | H23.3.21～: 下記の地域以外 H23.3.21～5.4解除 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.21～5.11解除 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楳枝村 H23.3.21～5.25解除 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.21～6.1解除 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.21～6.23解除 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村 H23.3.21～11.4解除 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) | |
| | | ホウレンソウ、カキナ | H23.3.23～: 下記の地域以外 H23.3.23～5.11解除 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楳枝村 H23.3.23～5.25解除 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23～6.1解除 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村 H23.3.23～11.4解除 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) |
| その他すべて | | H23.3.23～: 下記の地域以外 H23.3.23～5.11解除 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楳枝村 H23.3.23～5.25解除 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23～6.1解除 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村 H23.3.23～11.4解除 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) | |
| 結球性葉菜類(キャベツ等) | | H23.3.23～: 下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楳枝村 H23.3.23～5.4解除 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.11解除 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.25解除 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23～10.28解除 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) | |
| | アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等) | | H23.3.23～: 下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.11解除 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楳枝村、只見町 H23.3.23～6.15解除 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村 H23.3.23～10.28解除 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) |
| | | カブ | H23.3.23～: 下記の地域以外 H23.3.23～5.4解除 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楳枝村、只見町 H23.3.23～6.23解除 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23～11.4解除 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) |
| 原木しいたけ(露地栽培) | | H23.4.13～: 伊達市、畜産科、相馬市、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、川俣町、葛尾村、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) H23.4.18～: 福島市 H23.4.18～4.25解除 いわき市 H23.4.20～: 本宮市 H23.4.13～5.16解除 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、新地町 H23.4.13～6.23解除 川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) | |
| 原木しいたけ(施設栽培) | H23.10.18～: 二本松市 H23.7.18～: 伊達市 H23.7.22～: 新地町 H23.7.19～9.7解除 本宮市 H23.11.14～: 川俣町 H23.10.31～: 相馬市、いわき市 H23.9.8～: 棚倉町、古殿町(※密着農産物に属する野生キノコに限る) H23.9.15～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、棚倉町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、原楨村 | | |
| キノコ類(野生のものに限る。) | H23.10.18～: 喜多方市 H24.8.15～: 昭和村 H24.10.11～: 磐梯町 H24.10.18～: 会津坂下町、北塩原村 H23.5.9～: 伊達市、相馬市、三春町 H23.5.13～: 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村 H23.5.9～5.30解除 平田村 H23.5.9～6.8解除 いわき市 H24.4.9～: 新地町 H23.5.9～6.21解除 天栄村 H23.5.13～6.21解除 国見町 H24.4.16～: 福島市、新地町 H24.4.23～: 広野町 H24.5.2～: 二本松市、大玉村 H24.5.7～: 須賀川市 H24.6.25～: 郡山市 | | |
| わさび(畑において栽培されたものに限る。) | H24.4.16～: 伊達市、川俣町 H23.5.9～: 福島市、桑折町 H24.5.1～: 相馬市、伊達市、国見町、三春町 H24.5.2～: 川俣町 H24.5.7～: 田村市、古殿町 H24.5.10～: 二本松市、大玉村 H24.5.1～: いわき市、相馬市、伊達市、桑折町 H24.5.2～: 福島市 H24.5.7～: 郡山市、白河市、塙町、新地町 H24.5.10～: 大玉村、西郷村 H24.5.14～: 川俣町 | | |
| くさそてつ(ごこみ) | H24.4.9～: 福島市、川俣町、田村市、相馬市、広野町 H24.4.16～: 伊達市、桑折町、国見町 H24.5.2～: 福島市、二本松市 H24.5.7～: 郡山市、白河市、喜多方市、会津美里町、棚倉町、須賀川市 H24.5.10～: 伊達市、国見町、矢祭町、磐梯町、下郷町、大玉村、西郷村、鮫川村 H24.5.14～: 須賀川市、いわき市、川俣町、石川町、天栄村 H24.5.17～: 桑折町、猪苗代町 H24.5.2～: いわき市、猪苗代町 H24.5.10～: 相馬市 H24.5.24～: 川俣町 | | |
| たけのこ | H24.5.10～: 伊達市、相馬市、三春町 H24.5.13～: 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村 H23.5.9～5.30解除 平田村 H23.5.9～6.8解除 いわき市 H24.4.9～: 新地町 H23.5.9～6.21解除 天栄村 H23.5.13～6.21解除 国見町 H24.4.16～: 福島市、新地町 H24.4.23～: 広野町 H24.5.2～: 二本松市、大玉村 H24.5.7～: 須賀川市 H24.6.25～: 郡山市 | | |
| わさび(畑において栽培されたものに限る。) | H24.4.16～: 伊達市、川俣町 H23.5.9～: 福島市、桑折町 H24.5.1～: 相馬市、伊達市、国見町、三春町 H24.5.2～: 川俣町 H24.5.7～: 田村市、古殿町 H24.5.10～: 二本松市、大玉村 H24.5.1～: いわき市、相馬市、伊達市、桑折町 H24.5.2～: 福島市 H24.5.7～: 郡山市、白河市、塙町、新地町 H24.5.10～: 大玉村、西郷村 H24.5.14～: 川俣町 | | |
| ふきのとう(野生のものに限る。) | H24.4.9～: 福島市、川俣町、田村市、相馬市、広野町 H24.4.16～: 伊達市、桑折町、国見町 H24.5.2～: 福島市、二本松市 H24.5.7～: 郡山市、白河市、喜多方市、会津美里町、棚倉町、須賀川市 H24.5.10～: 伊達市、国見町、矢祭町、磐梯町、下郷町、大玉村、西郷村、鮫川村 H24.5.14～: 須賀川市、いわき市、川俣町、石川町、天栄村 H24.5.17～: 桑折町、猪苗代町 H24.5.2～: いわき市、猪苗代町 H24.5.10～: 相馬市 H24.5.24～: 川俣町 | | |
| こしあぶら | H24.5.10～: 伊達市、相馬市、三春町 H24.5.13～: 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村 H23.5.9～5.30解除 平田村 H23.5.9～6.8解除 いわき市 H24.4.9～: 新地町 H23.5.9～6.21解除 天栄村 H23.5.13～6.21解除 国見町 H24.4.16～: 福島市、新地町 H24.4.23～: 広野町 H24.5.2～: 二本松市、大玉村 H24.5.7～: 須賀川市 H24.6.25～: 郡山市 | | |
| ぜんまい | H24.5.10～: 伊達市、相馬市、三春町 H24.5.13～: 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村 H23.5.9～5.30解除 平田村 H23.5.9～6.8解除 いわき市 H24.4.9～: 新地町 H23.5.9～6.21解除 天栄村 H23.5.13～6.21解除 国見町 H24.4.16～: 福島市、新地町 H24.4.23～: 広野町 H24.5.2～: 二本松市、大玉村 H24.5.7～: 須賀川市 H24.6.25～: 郡山市 | | |
| わらび | H24.5.10～: 伊達市、相馬市、三春町 H24.5.13～: 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村 H23.5.9～5.30解除 平田村 H23.5.9～6.8解除 いわき市 H24.4.9～: 新地町 H23.5.9～6.21解除 天栄村 H23.5.13～6.21解除 国見町 H24.4.16～: 福島市、新地町 H24.4.23～: 広野町 H24.5.2～: 二本松市、大玉村 H24.5.7～: 須賀川市 H24.6.25～: 郡山市 | | |
| ウメ | H24.5.10～: 伊達市、相馬市、三春町 H24.5.13～: 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村 H23.5.9～5.30解除 平田村 H23.5.9～6.8解除 いわき市 H24.4.9～: 新地町 H23.5.9～6.21解除 天栄村 H23.5.13～6.21解除 国見町 H24.4.16～: 福島市、新地町 H24.4.23～: 広野町 H24.5.2～: 二本松市、大玉村 H24.5.7～: 須賀川市 H24.6.25～: 郡山市 | | |
| ユズ | H23.8.29～: 福島市、南相馬市 H23.10.14～: 伊達市、桑折町 H24.1.10～: いわき市 H23.9.20～: 伊達市、南相馬市 H24.8.26～: 二本松市 H24.10.12～: いわき市 H23.12.9～: 相馬市、南相馬市 | | |
| クリ | H23.8.29～: 福島市、南相馬市 H23.10.14～: 伊達市、桑折町 H24.1.10～: いわき市 H23.9.20～: 伊達市、南相馬市 H24.8.26～: 二本松市 H24.10.12～: いわき市 H23.12.9～: 相馬市、南相馬市 | | |
| キウイフルーツ | H23.8.29～: 福島市、南相馬市 H23.10.14～: 伊達市、桑折町 H24.1.10～: いわき市 H23.9.20～: 伊達市、南相馬市 H24.8.26～: 二本松市 H24.10.12～: いわき市 H23.12.9～: 相馬市、南相馬市 | | |

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年1月17日現在

| 福島県 | | 出荷制限 | |
|--|---|--|--|
| 雑穀 | 小豆 | H25.1.4～：福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。) H24.11.15～：南相馬市(旧石神村の区域に限る。) | |
| | 大豆 | H24.12.25～：須賀川市(旧長沼町の区域に限る。) | |
| 穀類 | 米(平成23年産) | H25.1.4～：福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧浪川村の区域に限る。)、伊達市(旧塚本村及び旧高野村の区域に限る。)、本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。)、郡山市(旧高野村の区域に限る。)、桑折町(旧伊達崎村の区域に限る。)、大玉村(旧玉野井村の区域に限る。) | |
| | | H23.11.17～：福島市(旧小園村の区域に限る。) | |
| | | H23.11.29～：伊達市(旧小園村及び旧月館町の区域に限る。) | |
| | | H23.12.5～：福島市(旧福島市の区域に限る。) | |
| | | H23.12.8～：二本松市(旧浪川村の区域に限る。) | |
| | 米(平成24年産) | H23.12.8～：伊達市(旧浪川村及び旧高野村の区域に限る。) | |
| | | H23.12.19～：伊達市(旧塚本町の区域に限る。) | |
| | | H24.1.4～：伊達市(旧塚本村の区域に限る。) | |
| | | H24.4.5～：福島県広野町、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(郡島町、船引町、磯崎町、船引町中山字小塚及び字下高沢、常楽町、常楽町山根並びに市内西側林福島森林管理署25.1林班の一部、25.2林班、25.3林班の一部、25.7林班まで、25.8林班から30.1林班まで及び30.1林班から30.3林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル以内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字高、原町区高倉字枯木、原町区高倉字五台山、原町区高倉字横川、原町区高倉字栗原、原町区高倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内西側林福島森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市(護国、小倉寺及び南台を除く。))、旧平田村、旧塚本村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町及び旧金谷川村の区域に限る。)、伊達市(旧月館町(月館町月館(園ノ下、松橋川原、川向及び館ノ原に限る。))及び月館町御代田(北、東、西及び新堀ノ内に限る。))、旧浪田町(浪田町山野川に限る。))、旧浪田町(浪田町所沢(明夫内田、久保田、田神内、西郷山、菅ノ町、河原田、東原町、西原町及び東田に限る。))及び浪田町(浪田町、平、菅ノ内、前田、福寿、砂子下及び津原に限る。))に限る。)、旧塚本村(浪川町大園(寺道、清水、清水沢、松平、久保、福原、長久手、山ノ口、支木沢、笠及び上ノ台を除く。))、浪川町(浪川町及び浪川町隣谷に限る。))、旧戸沢村、旧上塚原村、旧浪山村、旧小手村及び旧高野村(浪山村八幡に限る。))の区域に限る。)、二本松市(旧浪川村(浪川及び米沢に限る。))、旧高野村、旧浪田村、旧木村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村(岩代町)及び旧太田村(寛和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧平野村及び旧浪合村の区域に限る。))及び浪見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) | |
| | | H24.10.25～：須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) | |
| H24.11.5～：大玉村(旧玉井村の区域に限る。)) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) | | | |
| H24.11.6～：郡山市(旧富久山町の区域に限る。)) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) | | | |
| H24.11.7～：福島市(旧水原村の区域に限る。)) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) | | | |
| H24.11.12～：三春町(旧沢石村の区域に限る。)) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) | | | |
| H24.11.15～：福島市(旧立山山村の区域に限る。))、川俣町(旧塚本村の区域に限る。)) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) | | | |
| H24.11.20～：いわき市(旧山田村の区域に限る。)) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) | | | |
| H24.12.1～：全境 | | | |
| イカナゴの稚魚 | H23.4.20～H24.6.22解除：全境 | | |
| 水産物 | ヤマメ(養殖を除く。) | H23.6.6～：秋元湖、楢原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(駿川との合流点から上流の部分に限る。))及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | |
| | | H23.6.17～：真野川(支流を含む。) | |
| | ウグイ | H23.6.17～：真野川(支流を含む。) | |
| | | H23.6.27～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) | |
| | ウナギ | H23.6.27～：秋元湖、楢原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(駿川との合流点から上流部分に限る。) | |
| | | H24.4.24～：楢原湖、楢原湖に流入する河川(支流を含む。ただし駿川及びその支流を除く。))及び日備川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。) | |
| | アユ(養殖を除く。) | H24.5.24～：福島県内の只見川のうち信夫ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。) | |
| | | H24.5.31～：阿武隈川のうち信夫ダムの上流(支流を含む。) | |
| | イワナ(養殖を除く。) | H24.8.2～：福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | |
| | | H23.6.27～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。) | |
| コイ(養殖を除く。) | H24.4.5～：阿武隈川(支流を含む。) | | |
| | H24.4.12～：駿川(支流に限る。) | | |
| | H24.4.24～：秋元湖、小野川湖及び楢原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、只見川のうち本名ダム上流(支流を含む。)、長瀬川(駿川との合流地点から上流の部分に限る。))並びに日備川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。) | | |
| | H24.5.31～H24.9.19解除：龍岩川(支流を含む。) | | |
| | フナ(養殖を除く。) | H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び楢原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿武隈川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。))並びに長瀬川(駿川との合流点から上流の部分に限る。) | |
| | | H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) | |
| | | H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び楢原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿武隈川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。))、長瀬川(駿川との合流点から上流の部分に限る。))並びに真野川(支流を含む。) | |
| | | H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) | |
| | | エイナメ | H24.6.22～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | | | H24.7.12～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| H24.7.26～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | | | |
| H24.8.23～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | | | |
| 肉 | | | H23.7.19～：全境(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。) |
| | | | H23.8.25～：相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 |
| | H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、浪見町、川俣町、大玉村 | | |
| | H23.12.2～：郡山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、鏡石町、石川町、浪川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢倉町、矢野町、浪江町、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村 | | |
| | H23.12.2～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、浪見町、川俣町、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浪川町、古殿町、矢吹町、楢倉町、矢野町、浪江町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村 | | |
| | H24.7.27～：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝村 | | |
| | H24.11.19～：全境 | | |

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年1月17日現在

| 青森県 | | 出荷制限 |
|-----------------|-----------------|---|
| 農産物 | キコソ類(野生のものに限る。) | H24.10.28～：十和田市、鷹上町 H24.10.30～：青森市 |
| 水産物 | マダラ | H24.8.27～H24.10.31解除：青森県東通村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道入りも町岬岬岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森県手島界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| 岩手県 | | 出荷制限 |
| たけのこ | 原木くたけ(露地栽培) | H24.5.31～：一関市、奥州市 H24.11.2～：一関市、奥州市 H24.4.13～：奥前高田市、住田町 H24.4.20～：大船渡市 |
| 原木しいたけ(露地栽培) | | H24.4.25～：一関市、奥州市、奥州市、平泉町、大船渡市 H24.5.7～：花巻市、北上市、滝沢市、金ヶ崎町、山田町 H24.5.10～：盛岡市 H24.10.18～：大船渡市、奥州市 H24.10.23～：奥前高田市 H24.11.2～：一関市、奥州市 |
| 野菜類 | 原木なめこ(露地栽培) | H24.10.18～：奥州市、滝沢市、平泉町 H24.10.18～：奥州市 H24.10.18～：奥州市 |
| キコソ類(野生のものに限る。) | | H24.10.28～：大船渡市、金ヶ崎町 H24.11.7～：滝沢市 |
| こしあぶら | | H24.5.10～：奥州市、花巻市 H24.5.14～：奥州市 H24.5.18～：奥州市 H24.5.18～：住田町 |
| せり(野生のものに限る。) | | H24.5.30～：一関市、奥州市 |
| ぜんまい | | H24.5.18～：一関市、奥州市 H24.5.18～：住田町 |
| わらび(野生のものに限る。) | | H24.5.18～：奥州市、滝沢市 |
| 雑穀 | 大豆 | H25.1.4～：一関市(田舎清水村の区域に限る。) |
| 穀類 | ソバ | H24.11.13～H24.12.12一部解除：奥州市(田舎清水村の区域に限る。)、一関市(田舎清水村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.11.30～：奥州市(田舎清水村の区域に限る。) |
| ススキ | | H24.10.25～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| クロダイ | | H24.11.18～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| マダラ | | H24.5.2～H24.10.31解除：我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| 水産物 | イワナ(養殖を除く。) | H24.5.8～：釜淵川(支流を含む。)、及び妙見川(支流を含む。) |
| ウグイ | | H24.5.11～：岩手県内の大川(支流を含む。)、及び同県内の北上川のうち四田田ガムの下流(支流を含む。ただし、石碓町の上流、石碓ガムの上流、入瀬ガムの上流、舞野ガムの上流、田原ガムの上流、網取ガムの上流、豊沢ガムの上流及び早瀬ガムの上流を除く。) H24.5.12～：奥仙川(支流を含む。) |
| 肉 | 牛肉 | H23.8.1～H23.8.25一部解除：全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) |
| 豚肉 | | H24.8.19～：全県 |
| シカの肉 | | H24.7.28～：全県 |
| ヤマドリ(肉) | | H24.10.22～：全県 |
| 宮城県 | | 出荷制限 |
| たけのこ | | H24.5.1～：白石市、丸森町 H24.8.29～：黒川市 H24.1.18～：白石市、角田市 H24.3.8～：丸森町 H24.3.15～：黒川市 H24.4.9～：村田町 H24.4.11～：宮崎市、南三陸町 H24.4.12～：黒川市 H24.4.18～：石巻市 H24.4.20～：大崎市 H24.4.25～：黒川市、東松島市 H24.4.27～：仙台市、名取市、加賀町 H24.4.7～：川崎町、大崎町、喜多町 H24.5.9～：色麻町 H24.5.10～：七ヶ宿町 H24.5.18～：大賀町 |
| 野菜類 | 原木しいたけ(露地栽培) | H24.4.25～：黒川市、東松島市 H24.4.27～：仙台市、名取市、加賀町 H24.4.7～：川崎町、大崎町、喜多町 H24.5.9～：色麻町 H24.5.10～：七ヶ宿町 H24.5.18～：大賀町 |
| キコソ類(野生のものに限る。) | | H24.10.18～：黒川市、大崎市 H24.4.27～：大崎市、黒川市 H24.5.9～：黒川市 H24.5.9～：黒川市 H24.5.9～：黒川市 H24.5.9～：黒川市、黒川市 H24.5.9～：黒川市、南三陸町 H24.5.11～：黒川市、七ヶ宿町 H24.5.11～：黒川市、丸森町 H24.5.17～：大崎市 |
| こしあぶら | | H24.5.9～：黒川市、南三陸町 H24.5.11～：黒川市、七ヶ宿町 H24.5.11～：黒川市、丸森町 H24.5.17～：大崎市 |
| ぜんまい | | H24.5.17～：大崎市 |
| 雑穀 | 大豆 | H25.1.4～：黒川市(田舎成村の区域に限る。) |
| 穀類 | ソバ | H24.11.18～H25.1.12一部解除：黒川市(田舎成村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.12.14～：大崎市(田一里村の区域に限る。) |
| クロダイ | | H24.6.28～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社庄半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 H24.11.8～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社庄半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 |
| ススキ | | H24.4.12～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社庄半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 |
| ヒラメ | | H24.10.25～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社庄半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 |
| 水産物 | マダラ | H24.5.30～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社庄半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 |
| ヒガナフグ | | H24.5.2～H24.8.30解除：マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。) |
| ヤマメ(養殖を除く。) | | H24.5.8～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社庄半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 H24.4.20～：宮城県内の阿久戸川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ガムの上流を除く。) H24.5.14～：大倉川の大倉ダムより上流(支流を含む。)、及び大倉川の秋保大滝の上流(支流を含む。) H24.5.24～：三田川のうち鴨子ガムの上流(支流を含む。)、及び三田川の鴨子ガムの上流(支流を含む。) H24.5.28～：庄内川のうち鴨子ガムの上流(支流を含む。)、及び三田川の鴨子ガムの上流(支流を含む。) H24.6.22～：三田川のうち花山ガムの上流(支流を含む。)、及び三田川の鴨子ガムの上流(支流を含む。) H24.12.8～：庄内川(支流を含む。) H24.4.20～：宮城県内の阿久戸川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ガムの上流を除く。) H24.5.18～：宮城県内の大川(支流を含む。) H24.5.28～：宮城県内の北上川(支流を含む。) |
| ウグイ | | H24.5.28～：宮城県内の北上川(支流を含む。) |
| 肉 | 牛肉 | H23.7.28～H23.8.19一部解除：全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) |
| 豚肉 | | H24.8.22～：角田市、丸森町、山元町 |
| シカの肉 | | H24.8.25～：全県(上記地域を除く。) |
| クマの肉 | | H24.8.25～：全県 |
| 山形県 | | 出荷制限 |
| 肉 | クマの肉 | H24.9.10～：全県 |
| 茨城県 | | 出荷制限 |
| 原乳 | | H23.3.23～4.10解除：全県 |
| ホウレンソウ | | H23.3.21～4.17解除：全県(下記の地域を除く。) |
| カキナ | | H23.3.21～6.1解除：北茨城市、高萩市 |
| ハゼリ | | H23.3.21～4.17解除：全県 |
| 野菜類 | タケノコ | H24.4.9～：鹿嶋市、小美玉市、つくばみらい市 H24.4.13～：石原市、龍ヶ崎町、取手市、守谷市、茨城町、利根町 H24.4.18～：ひたちなか市、美河市、真麻村 H24.4.26～：北茨城市、大洗町 H23.10.14～：土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 |
| 原木シタケ(露地栽培) | | H23.11.10～：茨城町、阿見町 H24.4.8～：鹿嶋市、取手市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13～：ひたちなか市、美河市 |
| 原木シタケ(施設栽培) | | H23.10.14～：土浦市、鉾田市 H23.11.10～：茨城町 |
| こしあぶら | | H24.5.2～：日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。) H24.5.10～：常陸大宮市(野生のものに限る。) |
| インゴレイ | | H24.4.9～：鹿嶋市、小美玉市、つくばみらい市 H24.4.13～：石原市、龍ヶ崎町、取手市、守谷市、茨城町、利根町 H24.4.18～：ひたちなか市、美河市、真麻村 H24.4.26～：北茨城市、大洗町 H23.10.14～：土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 |
| ススキ | | H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| シロメバル | | H24.4.13～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| ニレ | | H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| マダラ | | H24.11.8～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| 水産物 | ヒラメ | H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| モロコシ | | H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| アメリカナマス(養殖を除く。) | | H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| ゴボウ | | H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| ワナギ | | H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| 肉 | インシシの肉 | H23.12.2～H23.12.21一部解除：全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるインシシの肉を除く。) H23.8.2～：以下の地域以外 H23.6.2～10.18解除：古河市、常陸市、常陸市、八千代町、埴町 H23.6.2～H24.9.9解除：大子町 H23.6.2～H24.5.23解除：常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2～H24.5.30解除：石原市、美麻村 |
| 茶 | | H23.8.2～H24.6.3解除：鉾田市 H23.8.2～H24.7.29解除：大子町 H23.8.2～H24.8.20解除：高萩市 H23.8.2～H24.9.12解除：日立市 H23.8.2～H24.10.5解除：茨城町 H23.6.2～H24.10.11解除：つくば市 |

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年1月17日現在

| 栃木県 | | 出荷制限 |
|-------------------------|--|----------------------------|
| ホウレンソウ | H23.3.21～4.21解除：那須塩原市、塩谷町 | |
| カキナ | H23.3.21～4.27解除：全県 | |
| キノ類(野生のものに限る。) | H24.8.2～：日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那須川町 H24.8.7～：鹿沼市 H24.8.9～：矢板市 H24.8.15～：那須町 H24.8.23～：大田原市 H24.10.10～：塩谷町 H24.10.12～：那須烏山市 | |
| タケノコ | H24.5.1～：那須塩原市、那須町 H24.5.7～：日光市、大田原市 H24.8.15～：矢板市 | |
| 原木シイタケ(露地栽培) | H24.2.15～：那須塩原市、矢板市 H24.4.10～：宇都宮市、さくら市、芳賀町、塩谷町、高橋沢町、那須町 H24.4.11～：大田原市、日光市、益子町 H24.4.12～：足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那須川町 H24.4.19～：栃木市、壬生町 | |
| 原木シイタケ(施設栽培) | H24.3.15～：那須塩原市、矢板市 H24.4.10～：宇都宮市 H24.4.12～：大田原市 H24.5.28～：さくら市 H24.8.4～：鹿沼市 H24.8.28～：壬生町 | |
| 野菜類 | H24.11.29～：日光市 H23.11.7～：鹿沼市 H23.11.8～：大田原市、那須塩原市 H23.11.14～：足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高橋沢町 H24.11.5～：宇都宮市 H24.11.6～：塩谷町 H24.11.8～：壬生町 H23.11.14～：那須塩原市、日光市 H24.10.4～：矢板市 H24.10.16～：那須町 H24.10.25～：佐野市 H24.11.2～：鹿沼市 H24.11.8～：壬生町 H24.11.12～：那須町 H24.11.19～：那須烏山市 H24.12.11～：大田原市 | |
| 原木ナメコ(露地栽培) | H24.5.1～：大田原市、那須町 H24.5.2～：那須塩原市 | |
| くさてつ(ごみ)(野生のものに限る。) | H24.5.1～：大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) | |
| こしあぶら(野生のものに限る。) | H24.5.2～：宇都宮市、那須烏山市(野生のものに限る。) H24.5.7～：鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塩谷町(野生のものに限る。) H24.5.15～：さくら市(野生のものに限る。) | |
| さんしょう(野生のものに限る。) | H24.5.14～：那須塩原市 | |
| ぜんまい(野生のものに限る。) | H24.5.18～：大田原市 | |
| たらめ(野生のものに限る。) | H24.5.7～：日光市、那須町(野生のものに限る。) | |
| わらび(野生のものに限る。) | H24.4.27～：大田原市、矢板市 H24.5.1～：那須町 H24.5.2～：市貝町 | |
| クワ | H24.5.17～：大田原市、鹿沼市 H24.9.14～：那須塩原市、那須町 | |
| ヤマメ(養殖を除く。) | H24.9.9～：大田原市 | |
| イワナ(養殖を除く。) | H24.8.10～：那須川内蔵良瀬川のうち日光市足尾町内の区画(支流を含む。ただし、真幸川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～：水野川(支流を含む。) | |
| ウグイ(養殖を除く。) | H24.8.20～：那須川内蔵良瀬川のうち日光市足尾町内の区画(支流を含む。) H24.8.7～：武蔵川(支流を含む。)、及び那須川内蔵良瀬川のうち武蔵川との合流点の上流(支流を含む。ただし、根原ダムの上流及びその支流を除く。) | |
| 肉 | H24.5.30～H24.5.28解除：芳賀町(支流を含む。) H23.8.27～：全県 | |
| 牛の肉 | H23.12.2～H23.12.5一部解除：全県(農の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) | |
| イノシシの肉 | H23.12.2～：全県 | |
| クマの肉 | H23.8.20～：鹿沼市 | |
| シカの肉 | H23.8.2～：鹿沼市、大田原市 | |
| その他 | H23.7.8～H24.6.1解除：栃木市 | |
| 群馬県 | | 出荷制限 |
| ホウレンソウ | H23.3.21～4.8解除：全県 | |
| カキナ | H23.3.21～4.8解除：全県 | |
| キノ類(野生のものに限る。) | H24.9.25～：沼田市、東吾妻町、藤原村 H24.10.10～：高山村 H24.10.18～：安中市 H24.10.23～：長野町 H24.11.13～：みなかみ町 | |
| 水産物 | H24.4.27～：吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社久発発電所菅野取水施設までの区画(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)、及び碓氷川(支流を含む。) | |
| ヤマメ(養殖を除く。) | H24.4.27～H24.11.9解除：碓氷川(支流を含む。) | |
| イワナ(養殖を除く。) | H24.4.27～：吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社久発発電所菅野取水施設までの区画(支流を含む。)、及び碓氷川(支流を含む。) | |
| イノシシの肉 | H24.6.8～H24.5.11解除：全県 | |
| クマの肉 | H24.10.10～：全県 | |
| シカの肉 | H24.11.14～：全県 | |
| その他 | H23.8.30～：渋川市 | |
| H23.6.30～H24.5.28解除：桐生市 | | |
| 埼玉県 | | 出荷制限 |
| キノ類(野生のものに限る。) | H24.10.16～：徳島町、豊後町 H24.10.29～：ときがわ町 H24.11.5～：鳩山町 | |
| 千葉県 | | 出荷制限 |
| ホウレンソウ | H23.4.4～4.22解除：旭市、香取市、多古町 | |
| シロネ、アサゲ、ケンケンサイ、サンチュ | H23.4.4～4.22解除：旭市 | |
| パセリ | H23.4.4～4.22解除：旭市 | |
| セリ | H23.4.4～4.22解除：旭市 | |
| タケノコ | H24.4.5～：市原市、本郷市 H24.4.6～：養父子市、栄町 H24.4.11～：柏市、白井市、八千代市 H24.4.12～：船橋市 H24.4.18～：芝山町 | |
| 原木シイタケ(露地栽培) | H23.10.11～：養父子市、豊津市 H23.11.18～：蓮山町 H23.12.22～：佐倉市 | |
| 原木シイタケ(施設栽培) | H24.8.23～：田原市 H24.8.10～：白井市 H24.4.18～：千葉市、八千代市 H24.5.18～：山成市 H24.11.14～：豊津市 H24.5.18～：山成市 H24.11.14～：豊津市 | |
| 水産物 | H24.7.19～：手賀沼及び手賀沼に流入する阿川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。) | |
| 肉 | H24.11.5～：全県 | |
| イノシシの肉 | H23.8.2～：廣田町 | |
| その他 | H23.6.2～9.7解除：大野白里町 H23.7.4～H24.5.2解除：勝山市 H23.6.2～H24.5.25解除：八街市 H23.6.2～H24.5.28解除：野田市、富里市、山成市 | |
| 神奈川県 | | 出荷制限 |
| キノ類(野生のものに限る。) | H23.6.2～8.29解除：南足柄市 H23.6.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除：愛川町、清川村 H23.6.23～10.28解除：相模原市 H23.6.27～10.28解除：中井町 H23.6.27～11.1解除：小田原市 H23.6.2～11.10解除：真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除：湯河原町 | |
| その他 | 茶 | |
| 新潟県 | | 出荷制限 |
| 肉 | クマの肉 | H24.11.5～：全県(佐渡市及び東島村を除く。) |
| 山梨県 | | 出荷制限 |
| キノ類(野生のものに限る。) | H24.10.28～：富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村 | |
| 長野県 | | 出荷制限 |
| キノ類(野生のものに限る。) | H24.9.20～：碓氷沢町、新代田町 H24.10.1～：小海町、前穂村 H24.10.11～：佐久市 | |
| 静岡県 | | 出荷制限 |
| キノ類(野生のものに限る。) | H24.11.5～：御殿崎市、小山町 | |

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成25年1月17日現在

| 福島県 | | 摂取制限 |
|---|--|---|
| 非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等) | H23.3.23～ 下記地域以外 | |
| | H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 | |
| | H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 | |
| | H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) | |
| | H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 | |
| | H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村 | |
| H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) | | |
| 結球性葉菜類(キャベツ等) | H23.3.23～ 下記地域以外 | |
| | H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 | |
| | H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 | |
| | H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 | |
| | H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) | |
| H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) | | |
| アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等) | H23.3.23～ 下記地域以外 | |
| | H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村) | |
| | H23.3.23～5.4解除：いわき市 | |
| | H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 | |
| | H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町 | |
| | H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村 | |
| H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) | | |
| 原木しいたけ(露地) | H23.4.13～： 飯館村 | |
| キノコ類(野生のものに限る。) | H23.9.6～： 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る) | |
| | H23.9.15～： いわき市、棚倉町 | |
| | H23.9.20～： 南相馬市 | |
| 水産物 | イカナゴの稚魚 | H23.4.20～ 全域 |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | H24.6.22解除： 新田川(支流を含む。) |
| 肉 | イノシシの肉 | H23.11.9～： 相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 |
| | | H23.11.25～： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村 |

※ [] の箇所は摂取制限の対象